

ゴルフ場で使用される農薬に係る 2021 年度水質調査結果について

環境省は、2022 年 9 月 30 日にゴルフ場で使用される農薬について、2021 年度に地方自治体等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査結果を公表したので、お知らせ致します。

【環境省発表要約】

1. 経緯

ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、以下の指導指針を定め、都道府県等ではゴルフ場で使用される農薬について調査、指導が行われている。

1990 年 5 月・・・ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定

2017 年 3 月・・・生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び

水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定

2020 年 3 月・・・2020 年 4 月 農薬取締法改正を踏まえ

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び

水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定

以上の指導指針に基づき、地方自治体等では、ゴルフ場で使用される農薬について調査、指導が行われています。

環境省では毎年、地方自治体等が実施したゴルフ場排出水等の水質調査結果を取りまとめ公表しており、この度、2021 年度の調査結果が公表された。なお、業務効率化の観点から、地方自治体から国への報告事項の簡素化に取り組み、2021 年度調査から下記のとおり調査及び公表内容が変更されています。

<調査及び公表事項の主な変更内容>

- ・ 従来は、指針値が設定されている農薬のほか、調査主体により調査が行われた全ての農薬の調査結果について報告を求めていましたが、2021 年度からは、過去に継続して指針値の超過がみられた農薬及びゴルフ場における使用量が多い農薬等の留意すべき農薬並びに当該年度の調査で指針値超過がみられた農薬について報告を求ることとした。

- ・ これに伴い、農薬別の水質調査結果（排水口）については、上記の留意すべき農薬と指針値超過の報告があった検体について公表を行うこととします。なお、都道府県別の水質調査結果の公表事項は変更ありません。

2. 令和 3 年度水質調査結果の概要

- [1] 調査が実施された都道府県数：47
- [2] 調査対象となったゴルフ場数：1,605 カ所
- [3] 総検体数：36,315 検体
- [4] 排水口調査検体数：9,573 検体
- [5] 水濁指針値超過検体数：0 検体（別表 1、2 のとおり）
- [6] 水産指針値超過検体数：18 検体（別表 1、2 のとおり）

3. 調査結果を踏まえた対応

排水口調査の結果、水産指針値を超過した事例が見られたこと、また、前年度調査より減少したものの指針値超過の有無が不明な事例が見られたことから、ゴルフ場関係者に対し、農薬の使用に関する注意喚起を改めて実施するとともに、定量下限値に留意して分析を行うよう、都道府県に求めることとします。